

市長定例記者会見資料



令和5年3月30日

所 属	こども青少年課
所属長	玉城 友香
電 話	06-6423-9996

尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金について ～【阪神間初】若者の自主的活動を応援～

次代の社会を担う子ども（概ね18歳までの者）・若者（概ね中学生から概ね30歳未満までの者）を応援し、ユースワーク*を一層推進するため、「尼崎市子ども・若者応援基金（旧青少年健全育成基金）」を活用し、ユース世代の活動や子ども・若者の育成支援に取り組む団体の活動、子ども・若者に係る今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する「尼崎市子ども・若者応援基金活用事業補助金（通称：尼崎市子ども・若者応援補助金）」を令和5年度に新設します。ユースワーク推進のため、若者の自主的活動に対し、補助金を交付する取り組み（下表①）は阪神間初となります。

* ユースワーク…若者の成長や社会的包摂・幸福を目指して実施する総合的な支援活動であり、若者の主体性を尊重し、寄り添う中で、若者が課題や問題を抱えた時に、自ら乗り越え解決していく力を獲得できるように支援すること。

1 補助制度の概要

区 分	①ユース活動支援コース	②子ども・若者育成支援コース	③パイロット事業コース
内 容	若者主体で取り組む公益的な活動経費の一部を補助	子ども・若者の育成支援に取り組む団体の活動経費の一部を補助	子ども・若者の今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動経費の一部を補助（3年を限度）
補助金額	上限 10 万円 (補助対象経費の10/10)	上限 10 万円 (補助対象経費の10/10)	上限 50 万円 (補助対象経費の10/10)
採 択 数	約15グループ	約20団体	約3団体
補助事業 テーマ例	・学校外での交流の場づくり ・若者の投票率の向上 ・公園の活性化 など	・子ども・若者の居場所 ・子ども食堂や居場所カフェ ・ひきこもりの子ども・若者支援 など	・子ども・若者の意見表明支援 ・若者の心や体の悩み ・ネット依存症対策 など

2 補助対象

(1) 「①ユース活動支援コース」

ア 若者個人

- ・尼崎市内に在住・在勤・在学いずれかに該当

イ 若者グループ

- ・尼崎市内に活動拠点があり、2人以上で構成され、概ね8割以上が若者
- ・構成員の過半数が尼崎市内に在住・在勤・在学いずれかに該当
- ・代表者及び役員の過半数が若者

(2) 「②子ども・若者育成支援コース」、「③パイロット事業コース」

尼崎市内に活動拠点があり、3人以上で構成される団体

3 申込方法

令和5年4月1日～5月31日（必着）に所定の用紙などを直接か郵送、Eメールでこども青少年課まで。（URL：https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/si_kangae/kodomo_sesaku/1033508.html）

4 選考方法

学識経験者や市内の若者等で構成する付属機関「青少年協議会（旧青少年問題協議会）」において書類審査及びプレゼンテーション審査を実施。（以 上）

子ども・若者応援基金活用事業補助金 5,121千円

(R5事業費 5,121千円)

所属:子ども青少年局
子ども青少年課

事業概要

子ども・若者を応援し、ユースワークを一層推進するため、(仮称)子ども・若者応援基金(旧青少年健全育成基金)を活用し、ユース世代の活動や子ども・若者の育成支援に取り組む団体の活動を支援するほか、子ども・若者に係る今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する。

事業イメージ

(仮称)子ども・若者応援基金
(旧青少年健全育成基金)

従来の
使い道

青少年4団体への補助金等の助成

スポーツ少年団や子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトに対する助成

見直し後の使い道
(従来の使い道に加え、新たな活動にも助成する)

民間の活動に対する助成

- ・ユース活動支援
若者主体で取り組む公益的な活動を助成(上限額10万円)
- ・子ども・若者育成支援
子ども・若者の育成支援に取り組む団体の活動を助成(上限額10万円)
(青少年4団体への助成を含む)
- ・パイロット事業
今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動を助成
(上限額50万円、原則3年)

市の新規事業

- ・子ども・若者に係る今日的な課題への対応や先駆的・試行的な取組
(No34:子どもの居場所推進事業)



評価指標・効果額

指標: 申請件数 (単位: 件) R7目標値: 44

基金活用事業の申請件数を指標として設定し、ユース世代の活動の拡大やユースワークの推進、子ども・若者支援の担い手の増加を目指す。

青少年健全育成基金の活用の見直し

別紙2

現行（令和4年度）
基金名：「青少年健全育成基金」

歳入

基金運用収入 2,983千円
ふるさと納税 3,420千円
基金取り崩し 2,527千円

<特別会計>
事業費 5,510千円
※他に基金積立金3,420千円あり

基金残高 約4億4千万円

歳出

青少年4団体への補助金等の助成 事業費5,510千円
<ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団、子ども会>
・青少年団体活動事業費（スポーツ指導者謝礼金、指導者保険料）2,266千円
・スポーツ少年団等補助金（スポーツ少年団補助金、国際大会参加補助金、ボーイスカウト・ガールスカウト・スポーツ少年団他都市交歓事業費補助金）2,157千円
・子ども会連絡協議会等補助金（子ども会連絡協議会補助金、子ども会他都市交歓事業費補助金）1,087千円

【課題点】
・青少年4団体へのみの助成で、他の青少年団体・グループ、ユース世代への助成がなく、ユースワークの推進として十分に機能していない。
・ヤングケアラーや子ども食堂への支援などの今日的な課題や先駆的な取組みに対する助成がない。
・支援にあたって、当事者である子どもやユース世代の声を聴けていない。

見直し後（令和5年度）
基金名：「子ども・若者応援基金」

歳入

基金運用収入 471千円
ふるさと納税 13,824千円
※他にふるさと納税推進事業費あり

事業費 約2.3倍！
一般会計化
拡大 事業費12,532千円
※他に基金積立金、ふるさと納税推進事業費あり

拡大 基金取崩 12,061千円

約4千万円を5年で取崩し

歳出

新規・拡充 子ども・若者等への活動助成（団体等の活動を助成）

- ・ユース活動支援 若者主体で取り組む公益的な活動を助成（上限額10万円）
- ・子ども・若者育成支援 子ども・若者の育成支援に取り組む団体の活動を助成（青少年4団体への助成を含む）（上限額10万円）
- ・パイロット事業 今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動を助成（上限額50万円、原則3年）

新規 市の事業 子ども・若者に係る今日的な課題への対応や先駆的・試行的な取組

事業費10,661千円
(従来の事業費5,540千円+新たな補助制度5,121千円)

1,871千円

【課題点を踏まえた見直しの方向性】
・青少年4団体のほか、ユースワークの更なる推進のため、**新たな青少年団体、ユース世代への助成**を行い、ユースワークを推進する。
・**今日的な課題**に関して**先駆的・試行的な取組への支援**を積極的に行う。
・基金活用事業の選定にあたっては、当事者である**若者の意見を聴く**ものとする。
・上記助成を行うことを明確にし、ふるさと納税を活用した**歳入強化も図る**とともに、**基金名称も「子ども・若者応援基金」に変更**する。
・基金活用事業がこれまでのように青少年4団体への補助等に限定されず、市の事業も対象としたことから、あえて特別会計で経理する必要性が薄れたため、**特別会計を廃止**する。